

船橋市有料公園施設及び運動広場の使用料の減免に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市都市公園条例（昭和39年船橋市条例第42号）第10条第1項に規定する有料公園施設（船橋市運動公園、法典公園及びふなばし三番瀬海浜公園を除く。）及び船橋市運動広場条例（平成28年船橋市条例第30号）第2条第2項に規定する運動広場の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除について、その取扱いの公平を期することによって広く一般市民の利便を図ることを目的とする。

(使用料の免除)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 市が行政目的のために使用するとき。
- (2) 公共的団体等が市の行政を代位し、営利を目的としないで使用するとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

(使用料の減額)

第3条 市長は、前条第2号に規定するもののほか、公共団体又は公共的団体等が使用する場で、必要があると認めたときは、使用料の5割を減額することができる。

(公共的団体等の例示)

第4条 第2条第2号及び前条に規定する公共的団体等とは、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各種スポーツ協会
- (2) 商工会議所
- (3) P・T・A
- (4) 社会福祉法人
- (5) 婦人会
- (6) 青年団体
- (7) 町会・自治会

(申請書の提出)

第5条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、その団体を主管する課（船橋市事務分掌規則（昭和46年船橋市規則第34号）第2条及び船橋市教育委員会組織規則（平成4年船橋市教育委員会規則第1号）第9条に規定する課をいう。）を經由して減免申請書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和47年10月1日から施行する。

(昭和47年度の特例措置)

2 昭和47年度に限り、千葉県陸上競技連盟及び千葉県高等学校体育連盟主催による競技会の陸上競技場使用料は、一般4,000円、学生と一般が混同した場合3,000円、学生2,000円とする。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。